

意欲ある事業者経営・技術支援補助金（新事業展開、IT・DX化推進枠）交付基準

1. 目的

この基準は、意欲ある事業者経営・技術支援補助金（新事業展開、IT・DX化推進枠）交付要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づき、補助金事務を運用するにあたり、審査の際に必要な基準等を定めることを目的とする。

2. 補助対象者の範囲

(1) 八尾市内に事業所を有する事業者の基準とは、次のとおりとする。

ア. 八尾市内に本社・本店を有する事業者。

イ. 八尾市内に本社・本店以外の事業所を有し、当該所在地にある事業所の代表者（支社長、営業所長または工場長など）が、申請者として当該要綱に基づく交付申請を行うことが出来る事業者。

ウ. 上記ア及びイのいずれにおいても、申請事業者が当該所在地で事業活動の実績がある場合を前提とし、単なる資材置場等、事業者が事業活動を行っていない場合は対象外とする。

エ. 交付申請時点において、市税の滞納がない事業者。

(2) 市内に事業所を有する中小企業交流団体とは、2者以上の中小企業者から構成され、その構成員の過半数が八尾市内に事業所を有する中小企業者が加盟する団体をいう。この場合、原則として団体の運営規約等を定めており、申請時に市へ提示出来る団体を対象とする。また、団体の代表者が属する事業所の市税の滞納がないこと。

(3) 上記(1)及び(2)のいずれにおいても、事業を行っている期間及び団体の活動期間は、要綱第6条の3第1項に規定する事業計画の申請時より遡って6ヵ月以上の活動実績を有するものをいう。

3. 対象経費の範囲

補助対象経費の範囲は、次のとおりとする。なお、いずれの場合においても、補助対象となる経費は、八尾市内での事業活動に係る経費に限るものとし、八尾市外の事業所等に導入されるサービス・機器等は対象外とする。

(1) 新製品開発、新分野進出、技術革新及びサプライチェーン毀損への対応

対象となる経費の範囲は、新製品開発、新分野進出、技術革新及び国内生産への転換を行う際のデザイン費、設計費、試作費、機械・設備機器・機材等（購入する場合は単価50万円(税抜)以上のものを必ず1点以上購入すること）の購入、借用に要する経費とする。なお、申請事業に関する自社ホームページ（ECサイトを含む）（以下「ホームページ等」という。）の構築・改修等に要する経費については20万円（税抜）を上限として補助対象経費とする。なお、ホームページ等に関しては、実績報告時以降に一般に閲覧可能となっていない場合は、対象外経費とする。

(2) IT・DX化推進

対象となる経費の範囲は、新たにDXやITを用いて、業務の効率化（RPA、社内グループウェア、顧客・製品管理システム、テレワークシステムの導入等）を推進するためのシステム開発費・設計費・購入費・利用費及び導入関連費とする。なお、単なる機能向上・強化並びに機能追加の為のシステムの更新やソフトの買い替え、購入等の経費に要する経費は対象から除く。また、申請事業に関するホームページ等の構築・改修等に要する費用及びシステム導入等に不可欠となる機械・機器類の購入については、両経費の合計20万円（税抜）を上限として補助対象経費とする。なお、ホームページ等

に関しては、実績報告時以降に一般に閲覧可能となっていない場合は、対象外経費とする。

(3) コーポレートブランディング

対象となる経費の範囲は、企業ブランドの構築や企業ロゴの作成・刷新にかかるデザインなどに要する費用やコンサルティング費用とする。なお、申請事業に関するホームページ等の構築・改修等に要する経費については20万円（税抜）を上限として補助対象経費とする。なお、ホームページ等に関しては、実績報告時以降に一般に閲覧可能となっていない場合は、対象外経費とする。

4. 対象外経費の例示

対象外経費とする主な例は以下の通りとする。

- ・工場建屋、構築物、簡易建物 ビニールハウス、コンテナ、ドームハウス等の取得費用、及びこれらを作り上げるための組み立て用部材の取得費用
- ・設置場所の整備工事や基礎工事に要する費用（本事業で新たに購入する機器の設置と一体で捉えられる軽微な据付けを除く）
- ・不動産の購入費、自動車等車両の購入費・修理費・車検費用等関連する費用
- ・収入印紙
- ・消費税・地方消費税
- ・消耗品（試作材料費を除く）
- ・その他本補助金交付の目的に反する、また、補助対象経費としてふさわしくないと判断される経費

5. 経費の支払方法について

- ・1取引10万円（税抜）以上の対象経費については、振込に限る。
- ・自社振出・他社振出にかかわらず、小切手・手形による支払いは不可とする。
- ・補助事業者から相手方へ資金の移動が確認出来ない為、相殺（売掛金と買掛金の相殺等）による決済は不可とする。
- ・仮想通貨・クーポン・（クレジットカード会社等から付与された）特典ポイント・金券・商品券（プレミアム付き商品券を含む）の利用等は認めない。

附 則

この実施基準は、令和4年5月13日から施行し、令和4年4月1日に遡及して適用する。